

●とびくす●

## 防災訓練2/6

防災担当 矢部 洋二郎

コロナ禍もピークを過ぎた感があり、徳島県をはじめとして各市町の防災訓練も復活しつつあるようです。

(文中の敬称は略します)

徳島県 9月1日(海陽町まぜのおか) : 実施済

横尾政明、和西強次、西前宏通、矢部洋二郎

藍住町 10月15日(藍住町体育館) : 実施済

南利治、福井政人、大江欣二郎、矢部洋二郎

北島町 11月19日(北島小学校)

南利治、福井政人、賀治隆志、大江欣二郎、佐田久幸子(予定)

徳島市 11月19日(福島小学校)

矢部洋二郎(予定)

阿南市 11月26日(椿町中学校)

中山俊秀、中山茂、青江徳訓(予定)

徳島市 12月3日(北井上小学校)

岸田徳明、矢部洋二郎(予定)

※建築士会が防災訓練に参加する目的は次の2点。

①【避難所開設時の安全点検】

はじめに、熊本地震時(平成26年)の公立学校避難所223校のうち33%(73校)が、ブレース・天井照明器具等を含む副構造材の破損・落下により使用できなかった事実をパネルを使って伝えている。指定避難所といえども、安全確認が必要であることを強調している。

次に、避難所開設チェックリストの使い方を実演し、住民の方たちに指導・助言することで、二次災害防止をめざしている。

②【在宅避難の勧め】

そして、避難所での避難生活は(特に高齢者等には)厳しいので、避難所で生活しない<在宅避難>を勧めている。そのためには、耐震診断→耐震改修が有効なこと、その手続き・手順等を伝えている。

③【CB塀の簡易な安全点検方法の紹介】

大阪府北部地震(平成30年)でのCB塀による死亡事例は参加住民の方たちはよく知っている。

そこで、実物のCBと鉄筋、方位磁石を使って、自宅CB塀の鉄筋の有無の調べ方を実演している。藍住町の参加者はCB塀のことに関心を示していて、既に点検・対策済みの方も多かった。家族連れが多かったのも、町の行事としての定着感があった。

なお、徳島県総合防災訓練では被災建築物・宅地の模型を使って、応急危険度判定を実演した。



秋後半は北島町・徳島市・阿南市と予定されている。各地域会会員の方で、会場が近いなど、参加できる方は、ぜひ一度足を運んでください。<事前に連絡ください、矢部まで:080-2982-9922>

【応急危険度判定士資格取得講習と更新手続き】

この案内が徳島県(建築指導室)から年末までに届く予定です。資格取得講習は12月20日に徳島市内の日峯・大神子公園内で開催予定です。

特に、資格更新手続きは受講不要で、手続き書類を提出すればできますので(年度末で忘れてしまうことがあるようなので)、手続き案内が届いたなら、1、2週間に顔写真添付の上、手続きを済ませてください。手続きを忘れてしまうと、再度、新規に資格取得講習会の受講が必要になりますから。

なお、午前中は被災宅地危険度判定士の講習会があり、被災地では宅地と建物を同時に判定して廻ることから、一緒に取得してください。

(以上)

●地域会だより●

## 美馬地域会の番です。

美馬地域会 内藤 貴喜

今年も行いました。美馬地域会には、いにしえよりの恒例行事がいくつかありまして、本年実施しました2つの行事をご紹介します。

まずは、春先に行いましたボウリング大会です。こちらは、会員、賛助会員、そしてその家族が対象であります美馬地域会の人気行事です。その歴史はかなり古いと思われれます。支部長の始球式で始まるこの大会。実は今年、例年とは異なる大波乱が起きました。過去約20連覇中の絶対王者の千人切りさんが、現青年部長に敗れ、王者陥落となりました。もう、空気が読めないというか、何というか・・・笑っ！そして優勝者は、豪華景品の中より1番に取れる権利があります。が、ここで美馬地域会のローカルルールがございます。

このボウリング大会、家族会である為、老若男女、小さな幼児まで参加しております。この小さな幼児や、ボウリングの苦手な人が、絶対王者に勝つどころか上位に食い込む事さえ難しく、下位景品になるにつれてトーンが下がって行き、残り景品のダイ〇ー待ちの姿に心が傷んだ大賢者（私）は、10数年前に提案した事があります。それは、1位の人から景品を取るのですが、これはクジを引く順番です。クジの番号と、あらかじめ景品に打ってある番号の合った物をもらえます。後に行く程、景品の数は減っていきませんが、何が残っているかは運次第なのです。そして今年、奇跡が起きたのです。最高額の景品がなんと、最後の最後まで誰にも GET される事無く、20番目まで残ったのです。某会員のお子さんがめでたく GET しました。その日最大の盛り上がりで、幕を降ろす事が出来ました。



そして夏に行いましたバーベキュー大会です。

美馬市穴吹町のブルーヴィラ穴吹にて例年行っています。眼下に清流穴吹川を望む絶景のバーベキューハウスで食べる焼き肉は贅沢な気分になれます。

当日は、青年部長と朝より買い出しに行き、準備万端で設営にあたりました。ここでするバーベキューは、後片付けを施設でしてくれる為、楽ちんです。

支部長あいさつで始まったバーベキュー。今年も、例年よりも参加人数が少なかったですが、毎年ここで顔を合わせる面々と呑み食いしながら団らんし、楽しい休日を過ごすことが出来ました。また来年、また来年と、元気で建築士のみんなが集える事が出来ればうれしい限りでございます。

美馬地域会では本年の活動として、恒例となりました「将来住みたい家絵画展」、釣り大会、研修旅行等を予定しております。またこの場をお借りして報告出来る日を楽しみにしております。 それでは、また。



会場に緊張が走り抜ける、支部長による始球式。



親方衆と首脳会談

●あなたが出番●

# 我が家の家庭菜園

海部地域会 野根 光男



大きくなるのも早いものです。  
朝見て帰って来ると食卓に並んでいる。  
エコな家庭菜園です。  
日除けにもなります。  
目隠しにもなります。  
おかずにもなります。  
家の中からは前を歩いている人がよく見えます。



なすびさんも大きくなっています。



ネギさんもガンバレ。



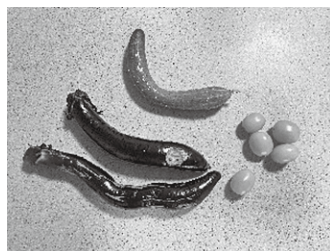
キュウリさんは日陰で涼んでいます。



ミニトマトちゃんは、もう少しで食べ頃。



なすびさん?になりました。



無農薬栽培の証、いろんな形ができます。虫さんにかじられました。😊農家さんの苦勞も感じ取れます。



40日後花と実がなっています。



45日後特大オクラちゃんになりました。



なすびに香川で見つけた、秘伝のたれと、しょうがすりすり、無茶苦茶うまい。「うまーい。」宮川大輔の声が聞こえてきそうです。



いろいろ植えました。見るだけで楽しいー



17日後大きくなりました。次は何がなるのかな。

我が家では少しだけ自給自足でエコな暮らしをしています。

最後に私は食べる役です。

家庭菜園は妻の手作りです。

徳島県の南端で建築業を営みながら暮らしています。

●士会だより一県●

## 令和5年度 被災建築物応急危険度判定士資格認定（更新）講習会 令和5年度 被災宅地危険度判定士育成講習会 の開催について

徳島県では、熊本地震での課題を踏まえ、被災建築物と被災宅地の危険度判定の連携を図り、判定業務が迅速化するよう、「被災建築物の応急危険度判定士」と、「被災宅地の危険度判定士」の両方の資格を有する判定士を育成していくこととしております。

このため、講習会を同日に同場所で開催することとしましたので、積極的に受講していただくようお願いします。

- 1 開催日時 ・被災宅地危険度判定士育成講習（※宅地は①か②のいずれかの日程を選択）  
令和5年12月20日(水) 10時00分から12時00分まで …①  
令和5年12月21日(木) 13時30分から15時30分まで …②  
・被災建築物応急危険度判定士資格認定（更新）講習  
令和5年12月20日(水) 13時30分から16時00分まで  
《※次ページに詳細記載》

- 2 開催場所 日峯大神子テニスセンター 管理事務所 大会議室  
(徳島市大原町大神子7-1)

※申込み先、申込み手続きは、宅地と建築物で異なりますので、お手数ですが、下記のとおりお願いします。

## 令和5年度 被災宅地危険度判定士育成講習会

【申込み先】 徳島県県土整備部都市計画課盛土防災・事前復興担当 富山  
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
電話 088-621-2566 FAX 088-621-2869  
メールアドレス tomiyama\_nobuko\_1@pref.tokushima.jp

【資格要件】 徳島県内に在住または勤務し、次のいずれかに該当する方  
・宅地造成等規制法施行令第17条各号、または都市計画法施行規則第19条第1号イからチに該当する者  
・国または地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築または宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者  
・国または地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築または宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者  
・建築士法による二級建築士として4年以上の実務経験を有する者  
※一級建築士については、宅地造成等規制法施行令第17条第5号により実務経験なしでも資格要件を満たします。

【申込期限】 令和5年12月5日(火) 必着  
参加申込書を都市計画課までFAX、またはメールで提出してください。

【提出書類】 その他、必要書類については当日ご提出ください。なお、参加申込書等の様式は、徳島県のホームページからダウンロードできます。

【受講料】 無料

### ■被災宅地危険度判定士について■

被災宅地危険度判定制度とは、大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減、防止する目的で整備されたものです。被災宅地危険度判定士は、災害時に、擁壁、切土・盛土法面などを有する宅地を調査し、危険度を判定する技術者であり、主に土木・建築等の技術者で、一定の専門技術資格、経験を有し、県の実施する講習会を受講した後、県で登録される者をいいます。

## ●士会だより一県●

## 令和5年度 被災建築物応急危険度判定士資格認定(更新)講習会について

【CPD 2単位】

徳島県では、次のとおり「徳島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定講習会」を開催いたします。受講対象者様におかれましては、御家族・県民の安全を守るためにも、積極的な受講をお願い申し上げます。

【開催日時】 令和5年12月20日(水) 13時30分から16時00分まで

【開催場所】 日峯大神子テニスセンター 管理事務所 大会議室(徳島市大原町大神子7-1)

【定員】 70名(※受講料無料)

【対象者】 徳島県内に在住または勤務し、次のいずれかに該当する方  
 ・『新規』に判定士登録を希望する建築士又は建築施工管理技士(一級、二級(種別を『建築』に限る。))  
 ・平成30年度登録の判定士(『更新』者)  
 ・建築、土木又は防災に関する業務に従事した経験を有する行政職員及びこれらの職員であった者  
 ・講習会の受講を希望する判定士

【申込み先】 公益社団法人徳島県建築士会  
 〒770-0931 徳島市富田浜2丁目10番地 徳島県建設センター5階  
 ■手続事務等は徳島県建築士会が受託しておりますので、御質問や申込み等は建築士会担当者(袁田[みのだ])の下記の連絡先をお願いします。  
 電話 090-4351-7385 メールアドレス tokushima.oq@gmail.com

【申込期限】 令和5年12月5日(火) 必着 (※電子メール、または郵送で提出してください。)

【提出書類】 応急危険度判定士認定申請書 (※徳島県のホームページからダウンロード可能)  
 顔写真2枚 2cm×3cm (※裏面に氏名記入、電子メール提出の方はデータ)  
 資格証(建築士又は建築施工管理技士)の写し(※『更新』の方と行政職員は不要)  
 判定士登録証の写し (※『更新』の方のみ)  
 ■電子メール提出の場合は、申請書(エクセル)に顔写真データの添付をお願いします。なお、免許証等の写しのデータ形式はPDF・JPEG等としてください。

【徳島県 HP】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/kenchiku/2012121300202/>  
 (※右記のQRコードから接続可能です。)



【持ち物】 筆記用具等  
 お持ちの方は「被災建築物応急危険度判定マニュアル」(黄緑の本)を御持参ください。

## ■□■『更新』の方について■□■

- ・判定士の『更新』は申込書類の提出のみで対応が可能です。
- ・平成30年度登録者は令和5年度に『更新』申請書を提出しない場合、令和6年3月末日で資格失効となりますので、忘れずに申請をお願いします。(※資格を失効した方は、再度登録する際に資格講習会の受講が必要となりますので御注意ください。)

【申込み先】 徳島県 県土整備部 住宅課建築指導室  
 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
 電話 088-621-2595 メールアドレス kenchikushidoushitsu@mail.pref.tokushima.jp

【申込期限】 令和6年2月28日(水) 必着 (※電子メール、または郵送で提出してください。)

## ■被災建築物危険度判定士について■

応急危険度判定は、地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性ならびに建築物の部分等の落下あるいは転倒の危険性をできる限り速やかに判定し、本格的な修復までの間における被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に係わる二次的災害を防止することを目的としており、迅速な判定活動を可能にするためには、より多くの判定士が必要となります。

既に判定士の資格を取得していただいております皆様におかれましても、一般財団法人日本建築防災協会のホームページに、『応急危険度判定マニュアルの解説』や、『判定調査の流れについて』の説明動画がございますので、復習等に御活用いただけますと幸いです。

【建築防災協会 HP】 <https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/forinspector/oqkouhou/>

●行政だよりー徳島県●

改訂 瓦屋根標準設計・施工  
ガイドライン等説明会

令和4年1月1日施行の建築基準法告示（昭和46年建設省告示第109号）の改正により、瓦屋根の緊結方法の基準が強化されました。改正後、重要となっている「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」と、徳島県が令和4年度から創設している瓦屋根強風対策支援事業の説明を行います。

- 開催日 令和5年11月27日(月)
- 時間 13時30分から15時30分まで
- 場所 とくぎんトモニプラザ  
徳島市寺島本町西1丁目5番地  
アミコビル東館 9階
- 参加費 無料
- 対象 県内の建築士／県内の自治体職員
- 講師 徳島県瓦工事・販売組合  
徳島県県土整備部住宅課建築指導室
- 申込み 令和5年11月22日(水)までに  
徳島県県土整備部住宅課建築指導室  
指導・宅建担当 (Tel 088-621-2595) に御連絡ください。

●行政だよりー徳島県●

「徳島県住まいの省エネ改修費補助金」  
ー「省エネ住宅」で快適&健康+節電ー

- 1 補助対象経費
  - ・補助対象経費の1/3
  - ・補助上限額40万円
- 2 補助対象者
 

「既存戸建て住宅」に対して「高性能建材\*を用いた断熱改修工事」を行おうとする者

\*環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の対象となる製品
- 3 補助対象住宅
 

「県内に存する既存戸建て住宅」かつ「専用住宅」であって、「耐震性を有するもの」

4 補助対象工事の要件

\*改修例

- ① すべての窓の改修（内窓の取付、外窓交換等）
- ② 外壁（断熱材）と窓の改修→床面積の40%部分の改修

5 申請受付期間

令和5年9月5日(火)～令和6年1月31日(水)

※お問い合わせ先

徳島県県土整備部住宅課建築開発指導室  
電話 088-621-2598

**美しい日本の瓦屋根**

徳島県瓦工事・販売組合

理事長 秦 正二

徳島市幸町 3-45 (株)カスコ内

**建築資材の販売・施工**

(取扱商品) 保温. 保冷資材. 断熱材. 鍍金資材  
(工事内容) 防音. 吸音. 耐火. 断熱. フローイング. 気密測定

 **美馬産業株式会社**

本社 〒770-0022 徳島市佐古二番町1番14  
TEL 088-654-3325 FAX 088-623-8175

高松営業所 〒761-0101 高松市春日町1697番地1  
TEL 087-813-7545 FAX 087-813-7547

編集後記

- ・藤井聡太の将棋中継は大抵見ているが、敗勢の時には敢えて AI が推奨しない手を指して逆転に持ち込むという技が痛快この上ない。(ノーリツ号)
- ・あんなせがれがほしい。(ひとはたうさぎ)
- ・私は彼になりたい。(ぺべい)
- ・8連覇おめでとう。私は9連破。(酎西)

建築士会本部行事

令和 5 年 11 月		令和 5 年 12 月	
8日(水) 建築相談 (士会会議室)		1日(金) 省エネ改修支援セミナー (建設センター)	
9日(木)～10日(金) 建築士会中国四国ブロック会職員会議 (ホテル千秋閣)		12日(火) 監理技術者講習 (士会会議室)	
16日(木) 紛争処理支援セミナー (士会会議室)		13日(水) 建築相談 (士会会議室)	
22日(水) 建築士会中国四国ブロック会会長会議 (岡山県)		15日(金) 理事会及び受賞者祝賀会 (パークウエストン)	
22日(水) 建築相談 (士会会議室)		20日(水) 建築士定期講習 (建設センター)	
27日(月) 建築士登録機関等連絡会議 (岡山県)		27日(水) 建築相談 (士会会議室)	
28日(火) 既存住宅状況調査技術者講習会 (士会会議室)		28日(木)午後～3日(木) 事務局休業	

※ 木造住宅耐震相談は、平日の午後1時から午後4時まで実施しています。  
※ 建築相談は第2・第4水曜日の午後1時・2時・3時（相談時間は1時間以内）に実施しています（要予約）。

**公益社団法人 徳島県建築士会**  
〒770-0931 徳島市富田浜2丁目10番地  
建設センター 5F

[TEL] 088-653-7570 [FAX] 088-624-1710  
[MAIL] tokuarc-honb@diary.ocn.ne.jp